

平成21年(行ク)第3号 懲戒免職処分効力停止申立事件

決 定

鹿児島県阿久根市浜町59番地

申 立 人

同 代 理 人 弁 護 士

同

同

同

小 川 正

細 川 潔

増 田 秀 雄

本 多 剛

鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

相 手 方

同 代 表 者 兼 処 分 行 政 庁

阿 久 根 市

阿久根市長 竹原信一

主 文

- 1 阿久根市長が申立人に対し平成21年7月31日付けでした懲戒免職処分の効力は、本案事件の判決が確定するまで停止する。
- 2 申立費用は相手方の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由並びに相手方の意見

本件申立ての趣旨及び理由は、別紙懲戒免職処分効力停止申立書記載のとおりであり、これに対する相手方の意見は、別紙意見書記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

- 1 本件は、処分行政庁の指示により張り出された張り紙を剥がしたことを理由に、処分行政庁が申立人に対し行った懲戒免職処分につき、社会通念上著しく妥当性を欠き裁量権を逸脱濫用したもので違法であると主張して、取消訴訟を提起した申立人が、本件懲戒免職処分により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるなどと主張して、本案事件の判決が確定するまで本件懲戒免職処分の効力を停止することを求めたという事案である。

2 争いのない事実及び疎明資料によれば、本件懲戒免職処分に到る経緯は、以下のとおりであったことが認められる。

(1) 申立人は、昭和〇〇年生であり、昭和〇〇年〇月、相手方に採用された後、〇〇課、〇〇課、〇〇課、〇〇課、〇〇課に配属され、平成20年11月1日からは、〇〇課に配属され、〇〇として相手方の業務に従事していた。

(2) 処分行政庁は、平成21年4月16日、相手方役所の各課の課名表示板などに、平成19年度の各課に所属する正規職員数とその人件費総額を記載した張り紙合計16枚（以下「本件張り紙」という。）を張り出すよう相手方職員に指示し、同日、本件張り紙が各課の課名表示板などに張り出された。

(3) 申立人は、平成21年4月18日、本件張り紙を剥がし、当時の処分行政庁職務代理者であった総務課長の机に置いた（以下「本件処分対象行為」という。）。

(4) 処分行政庁は、平成21年7月31日、申立人に対し、申立人が本件処分対象行為を行ったこと及び申立人がそのことを直ちに申し出なかったことなどを理由に、地方公務員法29条1項2号及び3号の規定並びに相手方職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき、懲戒免職処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(5) 申立人は、平成21年8月26日、相手方に対し、本件処分の取消訴訟を提起した（鹿児島地方裁判所平成21年（行ウ）第15号）。

### 3(1) 重大な損害を避けるための緊急の必要の有無

一件記録によれば、申立人の世帯は、〇〇勤務の妻並びに〇〇年生、〇〇年生及び〇〇生の子供3人により構成されており、本件処分以前は主として申立人の収入で生活していたが、申立人とその妻の月収だけでは毎月の生活費が不足し、申立人の諸手当や年2回の賞与で補っていたこと、申立人には負債はないものの、申立人の亡母親との共有名

義である自宅建物及び申立人名義の自動車1台以外には目立った資産がないこと、本件処分により平成21年8月21日を最後に申立人の収入が途絶えたが、共済積立貯金では2か月分程度の生活費しか賅えず、他の預貯金としては学資積立金があるのみで、金融機関からの借入れも困難であること、申立人が直ちに別の職業に就くことも容易でないこと、申立人の父親が申立人及びその家族の生活費を援助するのは困難であることが認められる。また、処分行政庁は、同年9月1日、相手方職員の中から申立人の後任者を任命したが、処分行政庁は、以前、申立人の後任者として相手方職員以外からの新規採用を検討している旨述べており、相手方は、同月2日、一般行政職（課長職1人）を公募する旨発表したことが認められる。

これらの事実からすれば、本件処分の効力を停止して給与を支給しなければ申立人がその生活を維持することができない状況にあることが認められ、さらに、相手方職員の新規採用が行われれば、申立人が職場復帰した際に過剰人員となる可能性が高いと認められるから、本件処分により生ずる重大な損害を避けるため、その効力を停止する緊急の必要があると認められる。

(2) 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれの有無

一件記録によっても、本件処分の効力を停止することが公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(3) 本案について理由がないとみえるか否か

一般に、公務員の懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果及び影響等のほか、当該公務員の当該行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する懲戒処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分をすべきかをその裁量により決定することができるものであるから、裁判所が当該懲戒処分の適否を審査するに当たっては、当該懲戒処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用

したと認められる場合に限り違法であると判断すべきものであると解するのが相当である（最高裁昭和52年12月20日第三小法廷判決・民集31巻7号1101頁参照）。

本件においては、一件記録によれば、阿久根市長であった竹原信一は、本件張り紙が張り出された翌日の平成21年4月17日、相手方議会で再度の不信任案が可決されたことにより失職したこと、申立人は、同人が失職したことを受け、竹原信一阿久根市長による本件張り紙に関する職務命令の効力が失われ、かつ、本件張り紙が相手方職員の公務の円滑な遂行を妨げていると考え、当時の処分行政庁職務代理者に本件張り紙を張り出すことの適否について再考を求める意味も含めて本件処分対象行為を行ったこと、処分行政庁職務代理者が、同月20日、第2回臨時市議会において、議員からの質問に対し、再度本件張り紙と同じ紙を張り出す予定であり、それが再び剥がされた場合は剥がした者を処分する旨述べたが、本件処分対象行為について何らかの処分を行う予定があるとは述べなかったこと、申立人は、同年6月8日、処分行政庁が相手方課長会において本件処分対象行為を行った者を調査するよう述べたことを受け、自らが本件処分対象行為を行ったことを申し出、後日、顛末書を作成して提出したこと、同顛末書には反省の有無が明記されていなかったものの、申立人は、総務課長との面接においては「軽率であった」などと深く反省している様子であったこと、相手方賞罰審査委員会が、同月18日、申立人に対し懲戒免職処分を行うのは重すぎる処分である旨の審査結果を、同月29日、申立人に対する処分は文書戒告が望ましいとの審査結果を出したこと、同委員会委員が、本件処分の後、処分行政庁に対し再考するよう促したこと、申立人は本件処分の前に懲戒処分を受けたことはなかったこと、本件張り紙の記載内容は平成19年度のものであったが、平成21年度の各部署の正規職員数及び人件費総額とは異なるものであったこと、従前から相手方で用いられてきた懲戒処分基準において、懲戒免職処分とす

ることが標準的であるとされているのは、長期の欠勤、秘密漏えい、収賄、贈賄、横領、窃盗、強盗、恐喝、詐欺、麻薬等の所持又は使用並びに飲酒運転などの交通事故及び交通法規違反であることが認められる。

これらの事実、本件処分対象行為の内容及び態様を併せ考えると、上記の裁判所が当該懲戒処分の適否を審査する際の基準に照らしても、本件処分が不適法なものであると評価される余地がないとはいえず、本案について理由がないとみえるとはいえない。

- 4 以上によれば、本件申立ては理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり決定する。

平成21年10月21日

鹿児島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 牧 賢 二

裁判官 和 波 宏 典

裁判官 渡 邊 春 佳